

松阪市地域福祉計画

— 概要版 —

三重県 松阪市 平成20年(2008年)3月

■はじめに

平成17年1月に松阪市、嬉野町、三雲町、飯南町、飯高町が合併し、新しい松阪市が生まれました。奈良県に接する地域から伊勢湾を望める地域までの広い市域のなかで、住民が安全で安心な生活ができるために、行政と地域住民が協働しながら、必要とする福祉サービスの確保と提供体制の整備を計画的に進めていかなければなりません。

本計画は、行政と地域住民、またその他社会福祉に関わるすべての関係者が協働して、松阪市の地域福祉を推進していくために、社会福祉法第107条の規定に基づいて策定される「松阪市地域福祉計画」です。

■地域福祉計画とは

これまでの福祉は、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉といったように、対象者別に進められ、分野別に課題を解決しようとしてきました。

しかし、「地域」に着目すれば、全ての人が暮らしやすい地域をどうつくっていくか、「縦割り」ではなく、地域という視点から「横割り」で総合化することが求められるようになっていきます。

松阪市地域福祉計画は、分野別・縦割りの福祉の取り組みを「地域で暮らす」という視点から総合化し、「松阪市の福祉」の将来にわたる基本的なビジョン（基本理念）と目標（基本目標）を示し、そのために必要な具体的な施策を明らかにするものです。

そのためには、まず、暮らしの中の様々な困りごとともいえる個々の生活福祉課題について、地域住民一人ひとりが確認し、その多様性を理解する必要があります。

そして、それぞれが住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域住民、施設、各種団体、行政の連携・協働によって、生活福祉課題を地域で解決していく仕組みを考えていかなければなりません。

私たちの考える地域福祉とは、だれもが住み慣れた地域で、自分らしく、尊厳を持ってそれまで培ってきた役割や関係を維持しながら、幸せに暮らし続けていくことを目指すことです。こうした地域を可能にするために力を合わせるような仕組みをつくること、それが地域福祉計画であると考えます。

■松阪市地域福祉計画ができるまで

松阪市では、平成16年度から平成17年度にかけて地区座談会を実施、平成17年度末から平成18年度に100人委員会を開催し、協議を積み重ねてきました。

そして、100人委員会の提言を受け、平成19年には100人委員会の各部会を代表する14名の委員が中心となって、「松阪市地域福祉計画編集委員会」において計画策定にかかる協議を5回行い、計画原案が策定されたのです。

このように、地域福祉計画は、住民参加を積み重ね、住民によって起草された計画なのです。

絆



世代を超えて、出会い、ふれあい、支え合うことによって地域の絆を深めていきます。

学



共に学びあい、意識を高め、一人ひとりが尊重される地域福祉文化をつくっていきます。

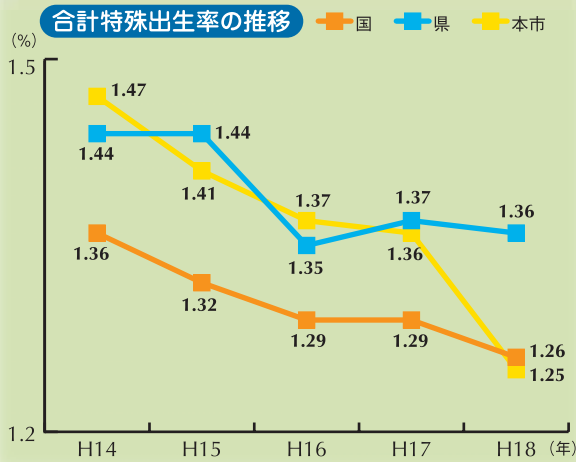
立



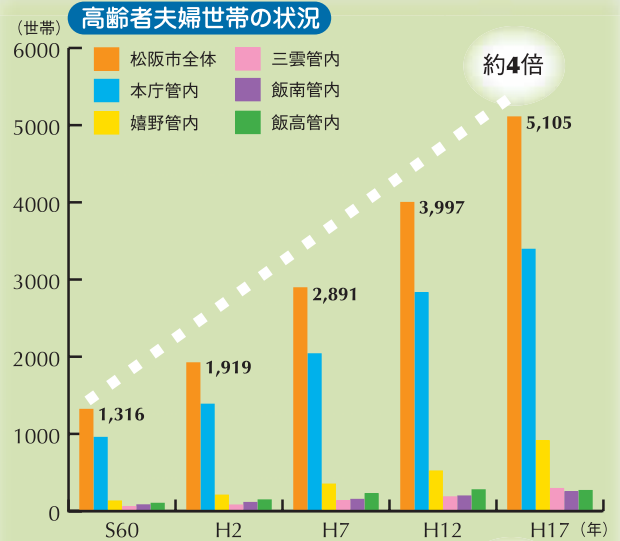
住民が主体的に参加して、一人ひとりが主役になれる自立した地域をつくっていきます。

■松阪市の現状は？

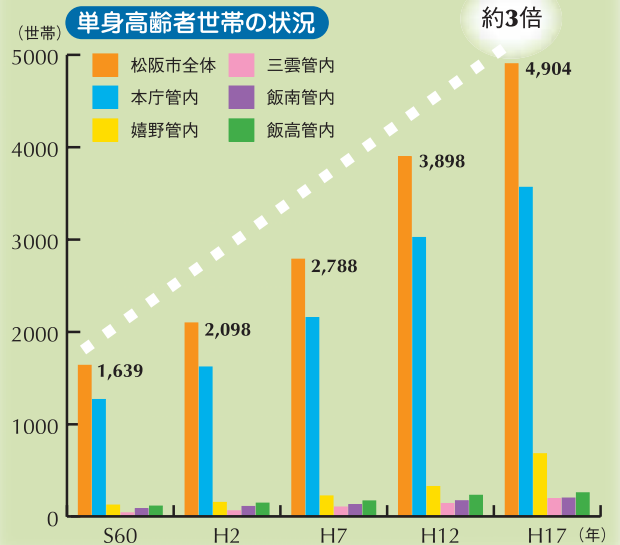
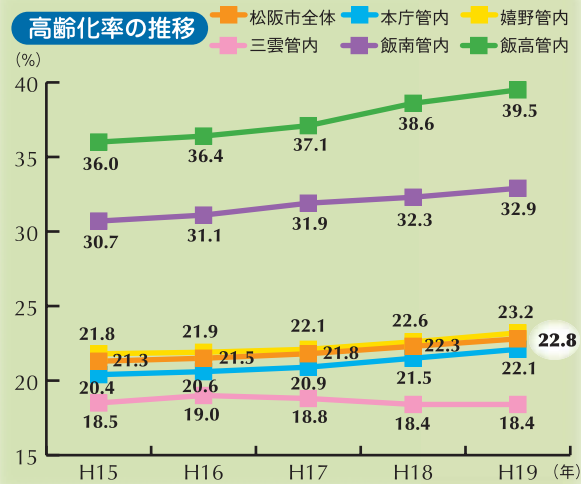
1 一人の女性が一生に生む子どもの数を示す合計特殊出生率が、年々低下しています。



2 昭和60年と比較して、高齢者夫婦世帯は約4倍、単身高齢者世帯は、約3倍も増加しています。

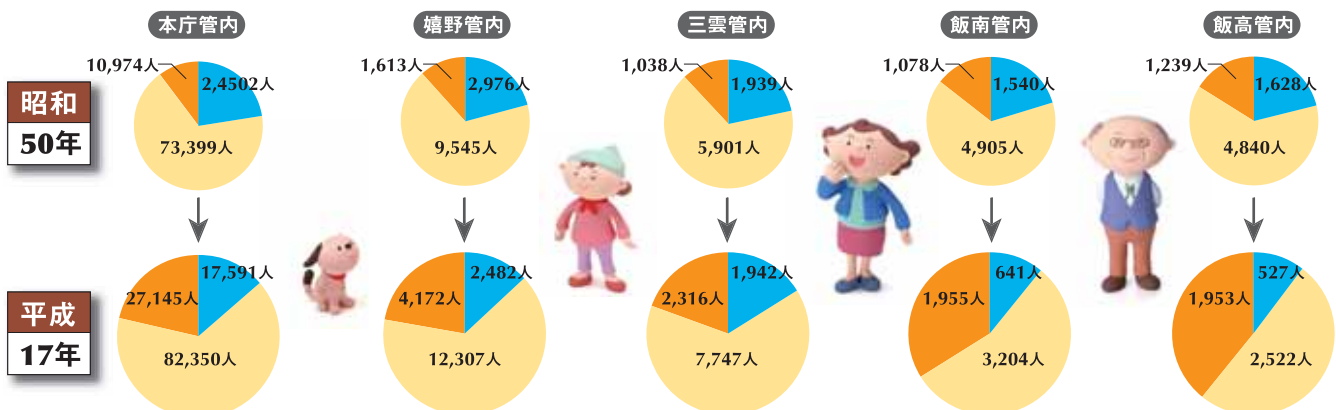


3 市全体の高齢化率は、22.8% (平成19年度) ですが、管内ごとには大きな差があります。



4 各管内別に人口構成の変化をみると、すべての管内で65歳以上人口が大幅に上昇していることがわかります。

年代別の人口構成 (各管内別) 15歳未満 15歳~64歳 65歳以上





基本理念



基本目標

だれもが**主役**



地域の**絆**による**支え合い**のまち
松阪

人と人のつながりがあるまち

地域の人々が世代を超えて、出会い、ふれあい、支え合うことによって絆を深め、つながりのある地域社会を公私協働でつくっていきます。



一人ひとりが主役になれるまち

住民が主体的に参加して、自立した地域社会をつくっていくとともに、個人が尊重され、自立して暮らし続けられる地域を公私協働でつくっていきます。



安心して暮らせるまち

福祉サービス、地域公共交通システム、防災システムを整備して、高齢者や障がい者、子ども、すべての人が安心・安全に暮らせる地域を公私協働でつくっていきます。



意識を高め、学びあうまち

共に学びあい、意識を高め、福祉の担い手を育てるとともに、一人ひとりが尊重され、共に生きる地域福祉文化を公私協働でつくっていきます。



歴史と文化を大切に、伝えていくまち

歴史を大切に、美しい自然や文化をあらゆる世代が交流しながら、守り、伝えていくまちを公私協働でつくっていきます。



基本目標を実現するための取組み



住民主体の活動への提言

- ❑ あいさつ運動を推進しましょう。
- ❑ 宅老所を立ち上げ、充実させていきましょう。
- ❑ 対象を限定しないみんなで楽しめる行事を進めましょう。
- ❑ 地域の子どもやひとり暮らしの高齢者の見守り活動を進めましょう。
- ❑ 地区行事をみんなで計画し、年代の輪を広げる取組みを進めましょう。
- ❑ 隣近所・向こう三軒両隣の助け合いを復活させましょう。

住民主体の活動への提言

- ❑ 地域福祉活動計画への参加を進め、地域での実践につなげていきましょう。
- ❑ 「地域でできることは地域で」を合言葉に、地域活動・ボランティア活動・助け合い活動への参加を促進しましょう。
- ❑ 持続可能な地域活動・コミュニティビジネスを立ち上げましょう。
- ❑ 誰もが役割を持って地域の中で活躍できる機会をつくりましょう。

住民主体の活動への提言

- ❑ 地域で情報を共有して、向こう三軒両隣の助け合いを進めましょう。
- ❑ 登下校の見守り・地域のパトロールなどの活動を進めましょう。
- ❑ 地域で高齢者を支える見守り(ごみ出し・悪徳商法の撃退等)活動を進めましょう。
- ❑ 災害時要援護者のカルテの作成を進めましょう。
- ❑ 地域で防災マップの作成を進めましょう。
- ❑ 地域で健康づくりのための輪を広げましょう。

住民主体の活動への提言

- ❑ 地域における福祉教育を充実させ、実践することで「心を育てる」取組みを進めましょう。
- ❑ 地域の中にある多様な人材を発掘し、活躍してもらえる場をつくりましょう。
- ❑ 障がいのある人と交流を図り、理解を高める取組みを進めましょう。
- ❑ 認知症や障がいの理解を踏まえ、多様な人の立場に立った取組みを進めましょう。
- ❑ 地域間・地区福祉会同士の交流・学びあいを促進しましょう。

住民主体の活動への提言

- ❑ 伝統行事の復活への取組みを進めましょう。
- ❑ 昔話や昔の遊びの伝承を、宅老所や小学校・幼稚園・保育園などでの世代間交流を通じて取組みましょう。
- ❑ 自然や環境を守る活動への参加を進めましょう。

市・社会福祉協議会の取組み

- ❑ ボランティア活動を支援します。
- ❑ 地区福祉会活動を支援します。
- ❑ 宅老所の活動を支援します。
- ❑ 地域活動・総合相談専門職(コミュニティソーシャルワーカー)の配置を検討します。
- ❑ (仮称)松阪市保健・医療・福祉総合センターを設置します。

市・社会福祉協議会の取組み

- 自治の支援**
- ❑ 住民協議会の取組みを支援します。
- ❑ 地域福祉活動計画の策定を支援します。
- 自立生活の支援**
- ❑ 地域包括支援センターの相談体制を充実させます。
- ❑ 住民参加型の地域密着型サービスを整備・拡充します。
- ❑ 障がい者の地域生活支援体制を確立します。
- ❑ 子育て支援センターを充実させていきます。

市・社会福祉協議会の取組み

- 福祉サービスの利用支援**
- ❑ 民生委員・児童委員活動の支援を充実させます。
- ❑ 地域福祉権利擁護(日常生活自立支援事業)を充実させます。
- ❑ 法律相談(サテライト法律相談)を充実させます。
- ❑ 悪徳商法・多重債務対策を進めます。
- 交通システム** 地域公共交通システムの充実を検討します。
- 防災システム** 防災システムの確立を検討します。

市・社会福祉協議会の取組み

- ❑ 地域や学校教育における福祉教育を支援します。
- ❑ 廃校利用・空き店舗利用を進めます。
- ❑ 子どもから大人まで学べる「松阪地域福祉大学」の創設を検討します。

市・社会福祉協議会の取組み

- ❑ 伝統行事・文化の継承・情報発信を支援します。
- ❑ 環境にやさしい行動ができる人の輪を広げる取組みを進めます。
- ❑ 昔の遊びを伝える活動を福祉教育として支援します。
- ❑ 宅老所等における世代間交流を支援します。





地域の絆を強める支え合い活動を進めましょう!



だれもが**主役**、地域の**絆**による支え合いのまち**松阪**



活動の
具体例



あいさつは地域の絆の基本 「仲良くしよう!」という合図

中学生や高校生は、自分からあいさつすることが気恥ずかしくなる年代です。しかし、大人のほうから積極的に、粘り強く声をかけ続けてみてはどうでしょうか。もしかしたら、あいさつすることを照れくさく思っているだけかもしれません。

福祉の活動というとなかなか踏み出せないかも知れませんが、まずは地域の子どもたちに自分からあいさつすることを進めてみてはどうでしょうか。みんながあいさつし合える地域になれば、地域の絆も深まるはずです。



持続可能な地域活動 コミュニティビジネスの立ち上げ

コミュニティビジネスとは、地域の課題解決や、地域資源の発掘・活用などをビジネスチャンスとしてとらえ、主に地域住民が主体となって「地域活性化や社会貢献」と「事業の自立・持続発展」の双方を実現しようとする小規模なビジネスのことをいいます。

お金がないことで事業や活動が継続できないのではなく、住民自身が工夫して持続可能な地域活動をつくり出していき取り組みが必要とされています。



子どもたちへの 地域の見守り活動の実施

子どもたちの登下校時などに、子どもたちを見守るボランティアを地区福祉会や自治会の活動として取り組んでみてはどうでしょうか。

こうした活動が定着することで結果として不審者や空き巣、悪徳業者が近づけない安心して暮らせる地域づくりを進めていくことができます。子どもたちが自然とあいさつを交わすようになったり、交流するきっかけになったりするという世代間交流の効果もあるようです。地域の子どもたちが大人に見守られながら育っていくことは、子どもたちの「育ち」にも意義ある取り組みになります。



いろいろな人の 立場にたった活動の推進

編集委員会の中で、障がい者は、参加したくても移動手段がないために参加できないことがあるという意見が出ました。これに対して、他の委員から、そうした障がい者の現状を地域のみならず共有し、対応を考えていくことが必要であると提起されました。

障がい者の立場に立って地域活動を進めていくためには、まずは障がい者とふれあい、お互いに声をかけられるような場づくりをしていくことから始めて、そのニーズをよく知るが必要ではないでしょうか。



小地域で伝統行事の復活

地域で子どもたちに伝えていきたい伝統行事について話し合っ、それを地域みんなで取り組んでみてはどうでしょうか。若い人や学校などを巻き込んで、みんなが楽しめるような工夫をすることが必要です。

こうした取り組みによって、地域がひとつになり絆も深まっていくのではないのでしょうか。地域のお祭りや虫送りなど、地元に着した伝統行事を見直し、復活させましょう。

こんな活動で地域を
元気にしよう!



※松阪市地域福祉計画編集委員会で住民の委員から出された意見の抜粋です。



計画の期間

この計画の期間は、平成20年度(2008年)から平成24年度(2012年)までの5年間とし、進捗状況や社会情勢の変化等に応じて改訂します。

計画の推進

■100人委員会との連携・協働

松阪市では、100人委員会が計画の策定過程において重要な役割を果たしてきました。今後もこの住民の主体的な参加の芽を摘むことなく、住民の参加による地域福祉計画の実施を図るため、継続して100人委員会が地域福祉計画の実施に参加し、評価していくことが重要です。

毎年地域福祉計画の進捗状況の報告会を開催するなど、進行管理にも住民参加の手法を取り入れていくことを検討します。

■庁内関係部局との連携・協働

地域福祉計画は、福祉分野における総合計画であり、今後の松阪市の地域福祉計画の取組みの方向性を示すものです。同時に、地域での生活が様々な生活課題を含む以上、その範囲は狭い意味での福祉に限定されるものではありません。

福祉関係部局がこの計画の理念を共有することはもちろんのこと、広く関係する部局も地域福祉計画の理念を共有し、庁内が一丸となってこの計画を推進していく体制を構築していきます。

■社会福祉協議会との連携・協働

社会福祉協議会は、地域福祉を推進していく最も大切な機関のひとつです。松阪市の地域福祉計画は、全市的な取組みの方向性を示したのですが、平成20年度には小学校区を単位とした地区別の「地域福祉活動計画」を社会福祉協議会と各地区の福祉会が中心となって策定していくことになっています。

全市的な取り組みと小地域での取組みがひとつになったとき、松阪市の地域福祉計画が完成するといっても過言ではありません。社会福祉協議会は、全市的に地域福祉計画の基本施策を着実に実行していくと同時に、平成20年度の地域福祉活動計画の策定の中心として地域福祉を推進していきます。

計画の基本単位

松阪市では地域マネジメントを推進しつつ、社会福祉協議会が支援してきた地区福祉会活動の基本単位でもある、おおむね小学校区単位を地域福祉活動の基本単位としています。


こうした単位で住民同士の出会いや交流を促す活動を促進することが本計画の基本理念です。



だれもが**主役**、地域の**絆**による

支え合いのまち**松阪**の地域福祉を推進していきます。





小さな出会いとふれあいを
大きな絆に育てる
支え合いのまち、松阪。